

# 貼用印紙・予納郵券・提出目録等一覧表

静岡地方裁判所本庁(平成23年4月1日改定)

申立書別 (貼用印紙額)		郵券種類・枚数	各種目録・枚数等
訴状		500円×10, 100円×10, 80円×10, 50円×5, 20円×10, 10円×10 <b>合計 7,350円</b> 被告1名増すごとに, 500円×10, 20円×10を加算	※郵便切手ではなく, 郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額は <b>7,000円</b> (被告1名増すごとに2,000円を加算)
控訴状		500円×8, 200円×3, 100円×5, 80円×5, 50円×4, 20円×10, 10円×10 <b>合計 6,000円</b> 被控訴人1名増すごとに, 500円×4, 20円×4 (計2,080円)を加算	
抗告状		500円×4, 100円×2, 20円×4, 10円×2 <b>合計2,300円…一般</b> 500円×8, 100円×2, 20円×8, 10円×4 <b>合計4,400円…借地非訟・民事執行</b> 抗告人, 相手方が1名増すごとに500円×4, 100円×2, 20円×4, 10円×2(計2,300円)を加算 再抗告の場合, 上記以外に1,040円×2を加算	
上告等	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	1,000円×2, 200円×12, 100円×5, 80円×5, 20円×8, 10円×14 <b>合計5,600円</b> 当事者1名増すごとに1,000円×1, 200円×4, 100円×1, 80円×2, 20円×2, 10円×10(計2,200円)を加算	
	特別抗告提起 抗告許可申立て	500円×2, 200円×2, 100円×3, 80円×3, 20円×5, 10円×6 <b>合計2,100円</b> 当事者1名ごとに上記の額を加算 特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要	
破産 債務者申立 個人(1,500円 免責分含む) 法人(1,000円) 債権者申立(20,000円) 免責のみの申立(500円)		破産 管財 350円×10, 80円×(債権者数+債務者数+20), 30円×10, 10円×10 同廃 80円×{(債権者数×2)+20}, 10円×10 免責(債権者が破産の申立てをした場合。ただし, 同時廃止事案を除く) 1,040円×2, 350円×4, 80円×(債権者+10), 30円×4	管財事件—申立書等副本1通 債権者申立—申立書等副本2通 要登記—物件目録6通 陳述書
再生 (10,000円)	民事再生	350円×10, 80円×{(債権者数+債務者数)×2+10}, 30円×10, 10円×10	
	個人再生	80円×{(債権者数×3)+5}, 20円×(債権者数×2), 10円×(債権者数×3) なお, 個人再生委員選任事案は, これに1,040円×1を加算する。	個人再生委員選任事件—申立書及び陳述書等 各副本1通
会社更生 (10,000円)		事案による	
保全処分 (2,000円) ほか	動産	1,050円×債務者数 ただし, 執行官による同時送達の場合は不要	当事者目録・物件目録・債権目録 —各当事者数+1 (仮処分は債権目録不要)
	不動産	1,050円×債務者数 ただし, 要登記の場合は, 510円と560円(添付登記簿謄本の重さを考慮)を加算	当事者目録・物件目録・債権目録 —各当事者数+2 登記用権利者・義務者目録, 同物件目録—各2 登録免許税—債権額(仮処分は評価額)×1000分の4
	債権	1,100円×1, 1,050円×1, 500円×1, 80円×2, 10円×1 <b>合計2,820円</b> 第三債務者が1名増すごとに, 1,100円×1, 500円×1, 80円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録 —各4通
	担保取消	担保事由消滅の場合(民訴79Ⅰ)—1,040円×1 担保権利者同意の場合(同79Ⅱ)—80円×1 権利行使催告の場合(同79Ⅲ)—1,040円×2	担保権利者同意の場合 同意書, (印鑑証明書)
	取下	90円(×債務者及び第三債務者数) 登記抹消を要する場合は, 510円×1, 500円×1を加算	登記用権利者・義務者目録, 同物件目録—各2 登録免許税—1,000円×筆数(マンションは2筆分)
労働審判		80円×20, 20円×10, 10円×10	申立書の写し—相手方の数+3通
商事非訟 (1,000円)	清算人選任	1040円×(申請人+清算人)	
	重要書類 保存者選任	1040円×(申請人+保存者)	
不動産競売 (4,000円)		500円×20, 100円×10, 90円×30, 80円×10, 50円×20, 20円×15, 10円×20 <b>合計16,000円</b> 予納金は, 不動産2筆まで60万円, 1筆増すごとに5万円ずつ加算	申請書作成支援ツール(インターネットで取得できます。URL <a href="http://www.sikkou.jp">http://www.sikkou.jp</a> )を利用した場合は, そのフロッピーディスク1枚 担保権, 被担保債権, 請求債権目録—10通 不動産登記簿謄本, 公課証明 —原本のほか写し2通 公図写し, 物件案内図, 建物図面 —各2通 登録免許税 —請求債権額×1000分の4
債権執行 (4,000円)	給料・預金等差押え 担保権に基づく差押え	1,100円×1, 1,050円×1, 500円×1, 80円×2, 10円×1 <b>合計2,820円</b> 第三債務者が1名増すごとに, 1,100円×1, 500円×1, 80円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録 —各4通
	電話加入権差押え及び売却	1,100円×1, 1,050円×3, 500円×1, 80円×2, 10円×2 <b>合計4,930円</b> ※ 差押え及び売却を同時申立てする場合	請求債権目録 —4通 当事者目録, 電話加入権目録 —各8通
	電話加入権差押え及び特別換価	1,050円×2, 500円×1, 80円×1, 10円×1 <b>合計2,690円</b>	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録, 電話加入権目録 —各4通